

令和2年5月 14 日
改訂:令和2年5月 21 日
改訂:令和2年7月 27 日
改訂:令和3年9月 24 日
改訂:令和4年 12 月 26 日
改訂:令和5年2月 22 日
(施行:令和5年3月 13 日)
廃止 :令和 5年 5月 8 日

**指定自動車教習所における
新型コロナウイルス感染症の
感染防止のためのガイドライン**

1 ガイドラインの趣旨

このガイドラインの基は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付け新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、指定自動車教習所業界において、自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会が作成したものです。

会員である、ところざわ自動車学校（以下「当校又は教習所」という。）は、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会が作成したガイドラインを倣い次のようなガイドラインを定めることとします。

2 リスク評価とリスクに応じた対応

当校では職員研修等を通じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染・エアロゾル感染のそれぞれについて、職員の理解を徹底しています。また、職員同士及び教習生等との直接的または間接的接触等を考慮した対策を次のように行います。

- (1) 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マウス、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、車のハンドル・シフトレバー・ドアノブなど）は特に注意して評価しました。
- (2) 飛沫感染・エアロゾル感染のリスク評価として、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるか、校内で大声などを出さず場がどこにあるかなどを評価しました。

3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりです。

- (1) 対人距離の確保（人と人が触れ合わない間隔）
- (2) 感染防止のための来校者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入場制限を含む。）
- (3) 入口や各教室などに手指の消毒設備の設置
- (4) 技能教習時、技能検定時及び高齢者講習の実車指導時におけるマスク

(可能な限り不織布。以下同じ。)の正しい着用の推奨(職員及び来校者に対する周知)

それ以外の場面におけるマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とします。

(参考1) マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

(5) 教習所施設内の機械換気による常時換気や窓開け換気、車両内のエアコンによる外気導入及び窓開け換気など、効果的な換気の徹底

(参考2) 感染拡大防止のための効果的な換気について(令和4年7月14日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

(6) 教習所、教習車両の消毒

(参考3) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(7) 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいいます。しかし、三つの密が揃わなくても、また一つの密でも感染リスクになるので注意が必要です。

4 教習生の入校時の対応

教習生の入校に際しては、都道府県知事からの要請に基づき実施している措置や、このガイドラインに基づき実施している感染防止措置について説明し、身体的距離の確保、技能教習時、技能検定時及び高齢者講習の実車指導時におけるマスクの着用、手洗い等への協力を呼びかけています。

5 症状のある人の来校制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考えられていますが、教習所における感染対策として最も優先すべき対策は、症状のある人の来校を制限することであり、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、来校しないようにホームページ、SNS、掲示(入口、

校内)、音声、メール配信などで呼びかけています。

また、新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者と同一世帯内で濃厚接触者と特定された人などについても、同様に対応しています。

6 送迎時の対応

(1) 対人距離を確保するために、人と人とは触れ合わない間隔を空けて座席に座るようにしてください。

(2) 送迎車両の運行中は、エアコンによる外気導入及び複数の窓を同時に開けることなどにより換気しています。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながらの対応となります。

(3) 送迎車両内の教習生が触れる可能性が高い箇所を中心に消毒をしています。

7 来校時の対応

(1) 来校者には、入口に設置したアルコール手指消毒液で手指を消毒していただきます。また、手洗いを励行していただくようお願いいたします。密にならないよう適切な導線をお考えになり行動してください。

(2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場を制限するために、教習原簿ラック横に非接触体温計による体温測定（検温）を設置しています。必ず検温を実施するとともに体調不良がある場合は必ず申告をしてください。また、陽性者との濃厚接触等感染が疑われる事項についても申告してください。

(3) 技能教習時、技能検定時及び高齢者講習の実車指導時には、マスクの正しい着用のご協力をお願いいたします。マスクをお持ちでない来校者で希望される方には提供をさせていただいております。

8 共有スペースでの対応

(1) 教習所内の各所にアルコール手指消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境をつくっています。

(2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すりなど）を適宜消毒しています。手が触れることがない床や壁は、適宜の清掃を行っています。

(3) ロビーや待合室は、機械換気による常時換気を行っています。教室のドアを複数同時に開けることなど換気をしています。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながらの対応となります。乾燥する時期には、湿度 40% 以上を目安に加湿しております。

(4) ロビーや待合室において、教習生等同士が大声での会話を行わないよう掲示等で呼びかけるとともに、視聴覚教材の効果音等を最小限のものとし、職員が教習生等同士の大声での会話が行われていないことを確認しています。

10 トイレ

トイレについては、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意しています。

- (1) 不特定多数の人が接触する箇所（フラッシュ用のレバーなど）は、アルコール等による清拭消毒を行っています。
- (2) ハンドドライヤーはご利用いただけます。しかし、共通のタオル等は感染源になりますので、備え付けの使い捨て紙タオルを利用してください。
- (3) 歯磨きをするときは、一か所で複数人が同時にしないでください。（間隔を空けてください）また、換気を徹底することなどを心がけてください。
- (4) 感染予防のためのうがいは、飛沫を飛散させるので行わないようにお願いします。

11 休憩スペース

大人数や長時間に及ぶ飲食等は感染リスクが高まること、休憩時間に入ったときなど居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることを踏まえ、休憩スペースについては次のことに留意してください。

- (1) 人の密集や飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、一か所で利用する人数を減らしたり、利用時間をずらすなどの工夫をして、人と人が触れ合わない間隔を空けてご利用ください。また、食事中の会話はお控えいただきますようお願いいたします。
- (2) 機械換気による常時換気や複数の窓を同時に開けることなどにより換気をしています。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応となります。乾燥する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿しています。
- (3) 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、お客様同士で共有することのないようにお願いします。
- (4) 共有する物品（テーブルや椅子など）は、定期的に消毒しています。
- (5) 入館の前後には手洗い、手指消毒をお願いします。

12 ゴミの廃棄

- (1) ゴミはビニール袋等に入れ密閉して所定のくず入れに廃棄して下さい。
- (2) ゴミにふれた場合は、必ず石鹸と流水で 30 秒間ほど手を洗って下さい。

13 技能教習時の対応

技能教習では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じますが、次のことに留意して、感染のリスクを下げるようにしてください。

- (1) 飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、指導員及び教習生の皆様にはマスクの着用を推奨しお願いをしています。
- (2) 教習中は、エアコンによる外気導入及び複数の窓を同時に開けることなどにより換気をしています。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながらの対応となります。
- (3) 教習時は、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に教習生が触れる箇所を中心に消毒をしています。

14 学科教習時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、学科教習を予約制にするなど人数制限を設け、人と人が触れ合わない間隔を空けて座ることができるようにしています。(着席を制限する表示のある席には、お座りいただけません。)
- (2) 機械換気による常時換気や複数のドアや窓を同時に開けることなどにより換気することを徹底しています。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応となります。乾燥する場合には、湿度 40%以上を目安に加湿しています。
- (3) 教室のテーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を定期的に消毒しています。

15 技能検定時の対応

- (1) 検定の説明の際も、学科教習時と同様、密にならないようにしています。
- (2) ロビーでも密にならないように配慮してください。
- (3) 検定中も、技能教習時と同様の対応を行ってください。

16 仮免許学科試験時の対応

学科教習時と同様の対応を行ってください。

不正行為防止のために解答用紙記入用のシャープペンと消しゴムの貸出を行っていますが、アルコール等で毎回消毒をしています。

17 効果測定や自習時の対応

- (1) 効果測定の教室（学習室）では、密にならないように座席や器材の配置を行っています。
- (2) マウスやデスクなど必要な箇所を適宜、消毒しています。
- (3) 学習システムは Web に対応しています。モバイル効果測定もご利用いただけます。（事務所で申し込み（無料）が必要です。）

18 高齢者講習時の対応

高齢者や持病のある人については、感染した場合の重症化リスクが高いことを踏まえ、より慎重で徹底した対応をとるようにしています。

- (1) 飛沫感染・エアロゾル感染を防止するために、実車指導時における指導員及び受講者にはマスクの着用を推奨しお願いしています。
- (2) 講習室内は機械換気による常時換気、ドアや窓開け換気、車両内はエアコンの外気導入及び窓開け換気など換気することを徹底しています。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応となります。乾燥する場合には、室内の湿度 40%以上を目安に加湿しています。
- (3) 座学・運転適性検査時は、人と人とが触れ合わない間隔を空けて座るようにしてください。
- (4) 運転適性検査器材は、使用前に表面をアルコールで拭いて消毒しています。
- (5) 実車指導の際は、車外からの観察の方法を活用するなど車両内が密にならないように配慮しています。
- (6) 実車指導前に、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に受講者が触れる箇所を中心に消毒しています。
- (7) その他受講する高齢者の不安な気持ちに寄り添い、安心・安全の確保に十分留意しながら講習を実施しています。

19 職員の感染防止措置及び検査の更なる活用・徹底

- (1) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に備え、教習所の運営体制の整備について検討しています。
- (2) 入社時に必ず検温するなど健康のチェックを行うほか、毎日の健康状態の把握に努めています。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある職員は、出勤させず自宅で静養させています。
- (3) お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告でき

るような雰囲気醸成しています。

(4) 出勤後に体調が悪い職員が見出された場合や職員が発熱などの体調不良を訴えた場合は、その職員は帰宅させ病院で受診するよう指示しています。

(5) こまめな手洗いや手指の消毒を励行させています。

(6) ユニフォームをこまめに洗濯するよう努めさせています。

(7) 職員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮しています。

(8) 研修会を開催するなど「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を図るなど、職員一人ひとりの意識を高めることが重要と考えています。

20 ガイドラインの改訂

このガイドラインは、今後、必要に応じて適宜改訂を行うこととします。

21 附則

(1) このガイドラインは、令和5年3月13日から施行します。

(2) このガイドラインは、令和5年5月8日に廃止します。